

事業者の皆さんへ  
「黒潮町商工事業者等経営支援給付金」のお知らせ

黒潮町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、燃料価格や物価の高騰により、さらなる影響を受けている町内の事業者の皆さんに対し、事業継続の支援を行う「黒潮町商工事業者等経営支援給付金」の申請を受け付けています。

◆対象者

次の(1)から(5)のすべてを満たす個人事業者など

- (1) 次の①から③までに掲げるいずれかに該当する事業者
- ① 令和4年4月1日において町の住民基本台帳に記録されている者
- ② 町内で事業所を運営する個人事業者
- ③ 町内に事業所または店舗を有する中小企業者もしくは小規模企業者

※①から③共通で、農業、林業および漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、公的要素が高い事業(銀行や郵

便局、農協、漁協ほか)などは対象外

- (2) 令和4年4月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。
- また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。
- (3) 事業収入の額が、起業した時期に応じて定めた額以上であること。
- (4) 黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 町税などを滞納していないこと。

◆給付対象経費

7月から12月までの間で事業所または店舗において、当該事業に要した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費(※) ※ボイラー、ストーブなどの器具に熱を得るための燃料費に限りです。

◆給付金額

令和4年7月から12月までの間に要した給付対象経費の1/2

・上限額  
1事業者当たり100万円  
※事業所または店舗が住居と共用で、経費の明確な区分ができない場合の給付率は1/4とします。

◆申請に必要な書類

- ① 黒潮町商工事業者等経営支援給付金給付申請書(初回)
- ② 黒潮町商工事業者等経営支援給付金に係る誓約書兼同意書
- ③ 上記の対象者要件(3)を満たしていることがわかる書類
- ※起業した時期によって提出書類が変わるため、事業の実施要綱をご確認ください。
- ④ 給付金の額を算定した月分の水道光熱費の費用がわかる領収書または請求書で請求の内容がわかるものの写し
- ⑤ 申請者名義の預貯金通帳の写し
- ⑥ 申請者が個人事業者の場合は、各種身分証明証の写し(免許証など)
- ⑦ 令和4年度に他市町村からこの給付金と同様の目的および同様の経費により算定された給付を受給している場合は、その給付の決定がわかるものの写し
- ※2回目以降を申請する場合は、給付申請書(2回目以降)に④⑦の書類を添えて提出してください。

◆申請期間

- ① 9月および10月分

- 11月1日(火)～11月30日(水)
- ② 11月および12月分  
令和5年1月4日(水)～令和5年2月17日(金)
- ※7月および8月分の水道光熱費が未申請であっても、9月および10月分、または11月および12月分と一緒に申請することができます。

ただし、申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。ご了承ください。

事業の詳細については、黒潮町公式ホームページにも掲載しています。

【黒潮町公式ホームページ】  
<https://www.town.kuroshio.lg.jp/>

◆受付

次の場所で直接申請を受け付けています。

- 佐賀支所 海洋森林課 商工係  
☎ 55131115
- 本庁 産業推進室 産業推進係  
☎ 43121113

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 商工係  
☎ 55131115